

性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和四年法律第七十八号）（抄）

性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 出演契約等に関する特則</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 差止請求権（第十五条）</p> <p>第五節 特定出演契約に関する特例（第十五条の二―第十五条の四）</p> <p>第三章～第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>9 この法律において「特定出演契約」とは、その全ての当事者間において信頼関係が構築されているものとして、次に掲げる要件の</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 出演契約等に関する特則</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 差止請求権（第十五条）</p> <p>（新設）</p> <p>第三章～第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>（新設）</p>

いずれにも該当する場合に締結する出演契約をいう。

一 その当事者と同一の当事者間で締結された出演契約（性行為映像制作物を編集して制作される性行為映像制作物に係る出演契約を除く。）で、これに基づく性行為映像制作物の公表が既に行われているもの（次号において「公表済出演契約」という。）があること。

二 直近の公表済出演契約の締結の日からその締結しようとする出演契約の締結の日までの間においてその同一の当事者間で締結された出演契約（当該直近の公表済出演契約を含む。附則第三条の二において「対象出演契約」という。）が、いずれも無効とされ、取り消され、又は解除されていないこと。

（出演契約の任意解除等）

第十三条 出演者は、任意に、書面又は電磁的記録により、その出演者の性行為映像制作物への出演に係る出演契約の申込みの撤回又は当該出演契約の解除（以下この条及び附則第四条第二項において「出演契約の任意解除等」という。）をすることができる。ただし、当該出演者に係る性行為映像制作物の公表が行われた日から一年を経過したとき（出演者が、制作公表者若しくは制作公表従事者が第五項の規定に違反して出演契約の任意解除等に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことによりその告げられ

（出演契約の任意解除等）

第十三条 出演者は、任意に、書面又は電磁的記録により、その出演者の性行為映像制作物への出演に係る出演契約の申込みの撤回又は当該出演契約の解除（以下この条において「出演契約の任意解除等」という。）をすることができる。ただし、当該出演者に係る性行為映像制作物の公表が行われた日から一年を経過したとき（出演者が、制作公表者若しくは制作公表従事者が第五項の規定に違反して出演契約の任意解除等に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことによりその告げられた内容が事実である

た内容が事実であるとの誤認をし、又は制作公表者若しくは制作公表従事者が第六項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該期間を経過するまでにその出演契約の任意解除等をしなかった場合には、当該出演者が、当該制作公表者又は制作公表従事者が内閣府令で定めるところによりその出演契約の任意解除等をするのできる旨を記載して交付した書面を受領した日から一年を経過したとき）は、この限りでない。

2～6 (略)

第四節 差止請求権

第十五条 (略)

第五節 特定出演契約に関する特例

(締結等に関する規定の適用除外及び出演契約書等の記載又は記録事項の特例)

第十五条の二 特定出演契約（その締結の日から一年以内に撮影が行われる性行為映像制作物に係る特定出演契約に限る。）については、第四条第一項及び第十条第一項の規定は、適用しない。この場合における第四条第三項及び第十三条第一項の規定の適用については、第四条第三項第二号中「予定する日時及び場所」とあるのは「行うことが見込まれる期間（当該出演契約の締結の日から一年

との誤認をし、又は制作公表者若しくは制作公表従事者が第六項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該期間を経過するまでにその出演契約の任意解除等をしなかった場合には、当該出演者が、当該制作公表者又は制作公表従事者が内閣府令で定めるところによりその出演契約の任意解除等をするのできる旨を記載して交付した書面を受領した日から一年を経過したとき）は、この限りでない。

2～6 (略)

第四節 差止請求権

第十五条 (略)

(新設)

(新設)

以内の期間に限る。)及び場所」と、同項第三号中「なる」とあるのは「なることが見込まれる」と、同項第四号中「相手方」とあるのは「相手方となるが見込まれる者」と、第十三条第一項ただし書中「行われた日」とあるのは「行われた日(二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)」とする。

2| 前項の規定は、既に公表が行われている二以上の性行為映像制作物を編集して制作される性行為映像制作物に係る特定出演契約については、適用しない。

(性行為映像制作物の撮影及び公表の時期を制限する規定の適用除外)

第十五条の三 特定出演契約に基づく出演者の性行為映像制作物への出演に係る撮影については、第七条第一項の規定は、適用しない。この場合における第七条第四項の規定の適用については、同項中「前三項」とあるのは、「前二項」とする。

2| 特定出演契約に基づく性行為映像制作物の公表については、第九条の規定は、適用しない。

(出演者の書面又は電磁的記録による承諾)

第十五条の四 第十五条の二第一項及び前条の規定は、制作公表者がその特定出演契約を締結するまでに、当該規定の適用を受ける

(新設)

(新設)

ことについて出演者の書面又は電磁的記録による承諾を得た場合に限り、適用する。

第三章 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の特例

第十六条 (略)

附則

第三条 (略)

2 (略)

3 第十五条の三第一項の規定の適用がある場合における特定出演契約に係る前項の規定の適用については、同項中「四年六月」とあるのは、「四年五月」とする。

4 第十五条の三第二項の規定の適用がある場合における特定出演契約に係る第二項の規定の適用については、同項中「四年六月」とあるのは、「四年二月」とする。

5 第十五条の三第一項の規定の適用があり、かつ、同条第二項の規定の適用がある場合における特定出演契約に係る第二項の規定の適用については、前二項の規定にかかわらず、第二項中「四年六月」とあるのは、「四年一月」とする。

第三章 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の特例

第十六条 (略)

附則

第三条 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

6| 前各項の規定の適用がある場合における第五条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「事項」とあるのは、「事項（附則第三条第一項又は第二項（同条第三項から第五項までの規定により読み替えられた場合を含む。）の規定により読み替えられた第十三条第一項に規定する事項を含む。）」とする。

第三条の二 第二条第九項第一号の出演契約には、この法律の施行前に締結され、その締結の日から五月を経過した出演契約を含むものとし、対象出演契約には、この法律の施行前に締結された出演契約を含むものとする。

（検討）

第四条 （略）

2 前項の検討に当たっては、性行為映像制作物の公表期間の制限、無効とする出演契約等の条項の範囲及び出演契約の任意解除等に係る制度の在り方その他の出演契約等に関する特則の在り方についても、検討を行うようにするものとする。

3| 前二項の規定の適用がある場合における第五条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「事項」とあるのは、「事項（附則第三条第一項又は第二項の規定により読み替えられた第十三条第一項に規定する事項を含む。）」とする。

（新設）

（検討）

第四条 （略）

2 前項の検討に当たっては、性行為映像制作物の公表期間の制限及び無効とする出演契約等の条項の範囲その他の出演契約等に関する特則の在り方についても、検討を行うようにするものとする。